



消防用設備等の点検が 未報告の共同住宅に対する 是正指導について



福岡県 福岡市消防局

事例類型 I 実効性向上 / III 効率化

取組期間 令和3年6月から

背景

防火対象物は増加の一途をたどり、加えて査察業務は高度化・専門化し、業務量は増加するばかりである。限られた人員では、特定用途防火対象物や違反事項が多い防火対象物への立入検査を優先してしまい、共同住宅については、一般住宅の集合体であること、建物構造において一定の延焼防止措置が講じられていること等から、立入検査等の指導や関わりが十分にできていない状況にあった。

しかしながら、本市の消防用設備が義務となる建物で発生した火災のうち、約6割は共同住宅で発生しており、さらに、死者数については、8割超が共同住宅で発生している。

また、消防用設備等の点検結果未報告については、立入検査を実施しなくても法令違反が確定しており、かつ、消防機関は法令違反を把握している状況にあり、何らかの対応が必要であった。

内容

1 実施内容

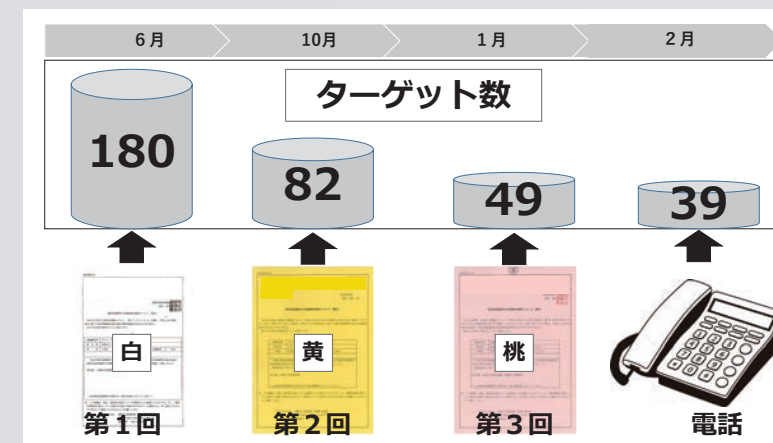
共同住宅で、自動火災報知設備が設置されており消防用設備等点検結果が未報告のものに対して、立入検査だけでなく、様々な手法を活用し効率的で効果的な指導を行い、少ない労力で違反事項を是正させることを目標として、次の内容で取り組みを行った。

- ① 「文書による指導期間」と「電話等による指導期間」を区別し継続指導を行う。
- ② 送付文書の宛名・送付先は、原則、所有者とする。
- ③ 送付文書が届かなかった場合は、登記等で所有者情報を把握し再送付する。
- ④ 文書による指導は、前回の指導事項を踏まえた内容とし、最大3回実施する。
- ⑤ 発送文書の印刷用紙は、第1回発送文書を白色、第2回発送文書を黄色、第3回発送文書を桃色とする。
- ⑥ 「文書による指導期間」は、電話指導等は基本的に実施しない。
- ⑦ 文書送付対象物数：180
※市内7消防署の中から1署を選定し、その管轄内の消防用設備等点検結果が未報告の共同住宅に対して文書を送付した。(当該署における送付対象総数は552対象物、送付は3カ年に分けて行い、今回は180対象物に送付した。)
- ⑧ 電話連絡等でも是正完了しない場合は、状況に応じて違反処理担当部署で引き継ぐ。

2 実施スケジュール

	6月	10月	1月	2月～
実施内容	第1回文書発送	第2回文書発送	第3回文書発送	電話連絡等
	文書による指導期間			電話等による指導期間

3 ターゲット数の推移と取組みイメージ



成果

消防用設備等の点検結果未報告に対する是正状況については、令和4年3月末で約91%、令和4年7月末で約97%の是正率となった。(防火対象物の解体含む。)どの段階の指導でも正に至ったのかは判別できないが、文書による指導期間に約8割の点検報告がなされ、電話等による指導の対象となった39件についても是正についての方向性が定まっているものがあった。実際に是正指導に時間がかかったものは2件程度であった。

点検未報告の是正率以上に成果として感じているものは、継続した指導を行ったことで、是正完了まで大きな労力を必要としなかったこと、不備状況が判明し、是正指導が速やかに行えることである。

また、これまでも文書による指導は行ってきたが、計画的ではなく散発的で継続性がなかったため、当初、関係者の対応も場当たり的に感じた。しかし、継続した指導により消防の毅然とした姿勢と本気度を示すことで改善に繋がった。

特記事項

消防用設備等の点検報告については、報告がなされていない時点で法令違反が確定しており、かつ、消防機関は法令違反を把握できている。このことに対して何も対応をしないことは不作為が問われる。今後は、消防用設備等点検未報告に対しては文書による指導を積極的に活用し、機械的に文書送付できる仕組みをつくり、今回の取り組みを局全体で進めていく。

また、文書指導を行う対象(防火対象物用途や違反内容)を拡大し、立入検査によらない是正指導を推進していきたい。